

湯河原町告示第25号

湯河原町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

湯河原町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱（平成26年湯河原町告示第116号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湯河原町防犯カメラ設置費補助金交付要綱

第3条第1号中「湯河原町内」を「町内」に、「、建物」を「建物」に、「若しくは所有者の同意を得た管理者又は」を「又は所有者の同意を得た管理者若しくは」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「令和8年9月30日」を「令和10年9月30日」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1項第2号中「は除く」を「を除く」に改める。

第5条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 補助金の交付は、補助金の交付を受けようとする建物の所有者又は所有者の同意を得た管理者若しくは占有者につき1回限りとする。ただし、補助金の交付の日から起算して10年を経過した場合は、この限りでない。

第6条中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付申請書」を「防犯カメラ設置費補助金交付申請書」に、「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条3号中「防犯カメラ設置助成事業補助金課税台帳等閲覧承諾書」を「防犯カメラ設置費補助金課税台帳等閲覧承諾書」に改める。

第7条第2項中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付・却下決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付・却下決定通知書」に改める。

第8条第2項中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付変更決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付変更決定通知書」に改める。

第10条第2項中「防犯カメラ設置助成事業補助金額決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金額決定通知書」に改める。

第11条第1項中「防犯カメラ設置助成事業補助金請求書」を「防犯カメラ設置費補助金請求書」に改める。

第13条中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付決定取消通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書」に改める。

附則第2項中「令和8年9月30日」を「令和10年9月30日」に改める。

様式第1号中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付申請書」を「防犯カメラ設置費補助金交付申請書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に改める。

様式第2号中「防犯カメラ設置助成事業補助金課税台帳等閲覧承諾書」を「防犯カメラ設置費補助金課税台帳等閲覧承諾書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に改める。

様式第3号中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付・却下決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付・却下決定通知書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に、「湯河原町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱」を「湯河原町防犯カメラ設置費補助金交付要綱」に改める。

様式第5号中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付変更決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付変更決定通知書」に、「湯河原町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱」を「湯河原町防犯カメラ設置費補助金交付要綱」に改める。

様式第7号中「防犯カメラ設置助成事業補助金額決定通知書」を「防犯カメラ設置費補助金額決定通知書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に改める。

様式第8号中「防犯カメラ設置助成事業補助金請求書」を「防犯カメラ設置費補助金請求書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に改める。

様式第9号中「防犯カメラ設置助成事業補助金交付決定取消通知書」を「防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書」に、「防犯カメラ設置助成事業補助金」を「防犯カメラ設置費補助金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。